慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	工会をめぐる中国政治 : 一九五〇年代再論
Sub Title	Politics over "Gonghui" : rethinking Chinese politics in the 1950s
Author	小嶋, 華津子(Kojima, Kazuko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.3 (2016. 3) ,p.137- 160
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	富田広士教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160328-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

工会をめぐる中国政治
――一九五〇年代再論――

小嶋華津子

はじめに
一、中華全国総工会と党中央の路線闘争
（一）多元的利益／利益の一元化と工会の機能をめぐる党内闘争
（二）地方分権化と工会組織の再編
二、産業別工会をとりまく政治――中国紡績工会を事例に――
（一）利益団体としての始動
（二）紡績工業部との連携と摩擦
（三）脆弱な組織系統と全国委員会の孤立
三、地方別工会をとりまく政治――浙江省を事例に――
（一）党委員会への依存と摩擦
（二）経済建設への挙省一致体制と工会
（三）組織縮減への外部圧力
おわりに

はじめに

中国政治に働く力学をどのような軸で捉えるか。官僚政治、中央─地方関係、国家─社会関係──これらはいずれも、中国政治の一側面を捉える枠組みとして、先行研究で多用されてきた。求められるのは、これらの枠組みのどのような組み合わせが、中国政治の営みを特徴づけてきたのかを明らかにすることであろう。

本稿で論ずるのは、中国の労働組合（中国ではこれを「工会」と呼ぶ。以下、工会と表記）をめぐる政治である。工会は中国共産党（以下、党と略記）直属の人民団体であり、編制（政府予算により給与等が支弁される公務員枠）を有し、各地方・各産業に階層的組織を張りめぐらす官僚機構としての側面を持つ。同時に、社会の基層部分では、人々の生活圏に深く関わり、労働者の権益を代表する社会組織としての機能を発揮することが求められる。このような多層性、多面性、多機能性こそ、単一の枠組みでは捉えきれない中国政治を映し出す反射鏡として、筆者が工会に着目する所以である。工会に関する先行研究は少なくない。しかし、本稿が焦点を当てる一九五〇年代に絞ってみても、先行研究の視線は党中央レベルの工会政策論争（例えばP・ハーパー、M・D・フレッチャー、W・A・オーエルバッハー、L・T・リー、小嶋、石井らの研究[1]）あるいは基層レベルの労働運動と工会の関わり（例えばA・ウォルダー、E・ペリーらの研究[2]）に集中し、工会組織自体の持つ多層性、多面性、多機能性や、それが映し出す政治構造にまで十分な分析がなされてきたとはいえない。本稿では、中央レベルの工会政策論争を踏まえたうえで、産業別工会組織である中国紡績工会、および地方別工会組織である浙江省総工会以下の各級工会組織について、それぞれをめぐり展開された政治の文脈を対比的に論じたい。

一、中華全国総工会と党中央の路線闘争

本章では、工会をめぐる政治の基調を作り出した党中央の路線闘争と中華全国総工会（工会の統括組織。以下、全総と略記）の動きを概観する。抗日戦争、国共内戦の混乱を経て、一九四八年八月、全総は第六回全国労働大会をもって活動を再開した。しかし、中華人民共和国建国（一九四九年一〇月）後一九五〇年代をつうじ、党が、「新民主主義」から社会主義へ、第一次五カ年計画から「大躍進」へと舵を切るなか、工会のあり方もまた、激しい路線闘争の争点となった。以下、工会の機能と組織をめぐる争点を二点に整理し、「大躍進」に至る闘争の展開を論ずる。

（一）多元的利益／利益の一元化と工会の機能をめぐる党内闘争

第一の争点は、社会に多元的利益の存在を認め、ブルーカラーの利益代表としての工会の自立的活動を容認・推奨するか、社会主義社会における利益の一元化を前提に、党・政府と工会の一体化を進めるかという点にあった。

第六回全国労働大会で全総副主席に就任し、新政権で労働部長を兼任した李立三は、前者の立場から、工会を党・政府から一定程度自立した利益団体たらしめるべく組織建設を進めた。具体的には、全総の直属組織である各産業別工会全国委員会から省・市・県レベルに設けられた産業別工会組織につながる垂直的領導系統の構築に力を注ぐとともに、党による工会幹部の任命・派遣の廃止、政府財政に依存しない会費による財務体系の整備を目指した。こうした李立三の構想は、「新民主主義」の下「公私兼顧（公営経済・私営経済の双方に配慮する）」「労資両利（労働者・資本家双方の利益に配慮する）」を掲げ、民族ブルジョアジーをも含む多様な勢力の結集によ

り経済の回復を目指した建国初期の段階では、劉少奇（中央人民政府副主席）、鄧子恢（中南局第三書記）など多くの指導者に共有されていた(3)。

しかし早くも一九五一年になると、党内には、「新民主主義」から社会主義への早期移行を主張する勢力が台頭した。高崗（東北局第一書記）は、民族ブルジョアジーとの協調よりもむしろ、共産党が「労働者階級組織の最高形態」として「内部の一切の非プロレタリア的思想の影響を粛清し、……卑俗な自由主義的態度に反対する」ことを呼びかけた(4)。そして、党・政府／行政・工会の思想上、行動上の一致を保証するべく、産業別工会を全総の垂直的領導から切り離し、地方党委員会およびその領導下に設置された地方別工会に従属させる、すべての基層工会に党組を作るなど、党が工会の活動全般を統括する制度的枠組みの構築を進めた(5)。

そして上記の論争は、後者に軍配があがるかたちで幕引きがなされた。一九五一年一二月に開かれた全総党組第一回拡大会議では、李立三がサンディカリスム、経済主義の誤りを犯したとして批判され、それ以降、社会主義下においては党こそが社会のあらゆる利益を代表しうるとの虚構の下、党の工会に対する絶対的領導と党・政府／行政・工会の一体化が目指すべき目標とされた(6)。

しかし、一九五三年八月に「過渡期の総路線」が提唱され、本格的な社会主義化に向けて舵が切られたとはいえ、現実の社会は一枚岩の団結とはほど遠かった。経済の立て直しにともなう労働生産性の向上、農村からの人口流入に、経済の「社会主義改造」にともなう混乱が加わり、多くの都市で穀物・肉・日用品の不足や、学生・労働者・転業軍人の就労問題が深刻化し、一九五六年秋よりストライキや集団直訴が頻発した。こうしたなか、全総内部では、頼若愚（全総主席）を中心に、ブルーカラーの利益代表としての工会の自立的活動に重きを置く主張が再燃した。例えば頼は、中国共産党第八回全国代表大会（一九五六年九月）で次のように発言した。「党の領導下で工会は積極的に自己の独立した活動を展開しなければならない。（略）工会のすべての方針、政策、お

よび重要な施策はすべて党の指示に基づいて決定しなければならないが、工会の各種の具体的な活動は、大衆自身の意見、習慣、嗜好などに基づいて進めなければならない。（略）もし工会が自己の独立した活動を弱めるなら、工会をつうじて大衆を党の周りに結集させることもできなくなってしまう」と。[7] 事実、李修仁（全総弁公室副主任）が各地の視察をつうじて体得したように、多くの工会関係者は、工会が党や行政に従順であるあまりに労働者の信頼を失い、調停者としての役割を果たすことができないことに、危機意識を強めていた。さらにこうした危機意識は、スターリン批判の衝撃のなかで、ポーランドやハンガリーで相次いだ市民暴動の中国への波及を恐れる党中央指導者にも共有された。党中央は、「ストライキ・学生ストライキ問題の処理に関する指示」（一九五七年三月二五日）、「労働者階級に関するいくつかの重要な問題を研究することに関する通知」（一九五七年四月七日）を発し、党委員会領導下の職員労働者代表大会制度の建設をつうじた企業管理の民主化とともに、工会の独立した活動能力の育成を呼びかけたのであった。[8]

しかし、時を待たずして吹き荒れた反右派闘争により、工会の利益代表機能の強化を目指す動きは再び封じ込まれた。党中央は、利益の調整をつうじて社会の矛盾を解決するのではなく、教育をつうじて党と社会主義建設に忠実な大衆を創り出すことにより社会の安定を図る方法を選んだのであった。一九五七年九月、党中央は「企業において整風と社会主義教育運動を進めることに関する指示」を発布し、同月の全総党組第二回拡大会議では、李立三批判を堅持する方針を再確認した。さらに一九五八年五月から八月にかけて開催された全総党組第三回拡大会議では、頼若愚のほか、陳用文（工人日報社社長）、秦達遠（元全総書記処弁公室副主任）、董昕（全総書記処書記）、王榕（全総賃金部部長）、趙鉄夫（武漢市工会主席）、呉平（全総女工部）らが、党の領導に反対し、政府に対し権力簒奪行為を働き、工会の任務と役割を歪曲し、自発的な労働者の運動を崇拝し、宗派主義的活動により党の団結を破壊したなどの理由で批判された。[9]

自立的機能を否定された工会は、末端組織から消滅へと向かった。一九五八年九月には、全総自ら中央の指示の下「工会消滅のために闘おう」というスローガンを提起し、社会主義教育運動のなかで作られた都市人民公社に県レベルの工会を解消させる動きが、全国に広がった。

（二）地方分権化と工会組織の再編

工会のあり方に関わる第二の争点は、ソ連型中央集権的官僚政治をめざすか、党による統治をめざすかという問題にあった。李立三批判の理由の一つが拙速な産業別工会の建設にあったとはいえ、ソ連型発展モデルに倣い進められた第一次五カ年計画期では、再び官僚組織構造に準じた産業別工会の強化が図られた。一九五三年五月の中国工会第七回全国代表大会の報告の中で、許之禎（全総宣伝部長兼秘書長）は、地方別工会を通じた領導系統を改め、国家的に組織された産業別工会を強化する必要に言及した(10)。一九五六年一月の全総第七期執行委員会第四回会議においては「産業別工会工作の強化に関する決議」が採択され、一九五三年以来廃止されていた四つの産業別工会の復活と五つの産業別工会の新設が決定された。また、各地方党員会の領導の下、省以下の各種工会を統括していた地方総工会は、工会連合会と改称された。

一方、中央集権的経済管理体制の弊害が顕在化したのを受け、党中央と国務院は、一九五五年から経済管理体制改革の準備に着手した。毛沢東も、地方視察の際に各地の指導者が提起した分権化の要求を重視し、「十大関係論」（一九五六年四月）などの中で地方の積極性を発揮させせなければならないと繰り返し主張した。その後一九五七年一月より、陳雲（国務院副総理、商業部部長、国家基本建設委員会主任）、李富春（国務院副総理、国家計画委員会主任）、薄一波（国家経済委員会主任）、李先念（国務院副総理、財政部部長）、黄克誠（国防部副部長）による中央経済工作五人小組が、分権化の具体案について審議を行い、同年九月の中国共産党第八期中央委員会第三回全

体会議を経て、陳雲は自ら「工業管理体制の改善に関する規定」、「商業管理体制の改善に関する規定」、「財政管理体制の改善に関する規定」を起草し、国務院全体会議で可決された。一九五八年五月、中国共産党第八回全国代表大会第二回会議を機に始まった「大躍進」は、中国がソ連モデルと決別し、中国独自の社会主義路線の下で経済発展を目指すための壮大な試みであった。

経済管理の分権化にともない、工会の組織機構についても、産業別工会を再び弱体化し、地方党委員会の工会に対する領導を強化する方針に改められた。中国工会第八回全国代表大会（一九五七年一二月）においては、組織機構の改変に関し、産業別領導体系に基づく既存の組織原則を「産業と地域の結合した」二重の組織体系に改めるべきとする党中央の提案に頼若愚が異議を申し立てたが[11]、結局党中央の決定どおり、二重の領導体系が「中国工会章程」に明記されることとなった。さらに、党中央は、一九五八年三月の成都会議で、「工会の組織問題に関する意見」を可決した。ここでは、各行政レベルの工会組織について、同級党委員会の領導を主とし、同時に上級工会の領導を受けるとする旨提起された。また、各地方の工会連合会を再び地方総工会と改めること、一部の産業工会を合併あるいは撤廃することなども提案された[12]。上記の組織改編案に対し、全総執行部の意見は分かれた。しかし最終的には、党中央書記處の指示により、先述の全総党組第三回拡大会議が招集され、頼若愚とその賛同者への激しい批判がなされるなか、同会議は成都会議の方針どおり、組織の改編を決定したのであった。直後に開かれた全総第八期執行委員会第二回会議（一九五八年八月）では「工会体制に関する決議」が、全総党組第四回拡大会議では「全国総工会および各産業別工会全国委員会の組織機構および組織制度に関する規定」（一九五九年一月）が採択され、工会組織には大規模な縮減が強行された。全総と各産業別工会全国委員会の部門は一部合併、撤廃され、機構人員の大幅な削減がなされた[13]。留保された産業別工会全国委員会は実質上全総の内部機構となり、その日常工作は分党組の手に握られた。労働保険事業などの管理権限は地方総工会の管轄へと委

譲され、全国委員会の任務は調査研究および国際活動に限定された[14]。各級産業別工会は党委員会の工作部門となり、結果として産業別工会をつうじた全総の垂直的支配系統は崩壊した。

二、産業別工会をとりまく政治――中国紡績工会を事例に――

前章で述べたように、産業別工会をめぐっては、党から自立的な工会の垂直的領導系統を認めるか否かという観点から、さらには中央集権的官僚政治に支えられたソ連型社会主義モデルを踏襲するか否かという観点から、一九五〇年代をつうじ政策が揺れ動いた。では、当の産業別工会は、動揺する政策のなかで、どのような志向を持ち活動を展開しようとしたのだろうか。本章では、紡績工会を事例に、同時期に産業別工会が置かれた状況を整理したい。

（一）利益団体としての始動

一九五〇年七月、中国紡績工会第一回全国代表大会が開かれ、各地に組織された紡績工会を統括する全国委員会の委員四九名が選出された[15]。同年一一月の全国総工会財務工作会議の決定に基づき、紡績工会も他の産業別工会と同様に、独立した財務体系を持つことが認められた。

設立当初の紡績工会は、「新民主主義」の方針の下、党および政府から独立したブルーカラーの利益団体を設立しようとする全総の意向を強く受けていた。全国紡績工会第一回全国代表大会において採択された「中国紡績工会章程」総則に、「中国紡績工会は全国紡績労働者、職員が自発的に結びついた労働者階級の大衆組織であり、紡績労働者、職員大衆の利益を擁護する。全国の紡績労働者、職員を中国共産党の周囲に団結させ、新民主主義

教育を用いて全国紡績労働者、職員大衆を教育し、生産の発展こそ労働者階級の最高の利益、長期的利益であることを認識させ、公私兼顧、労資両利の政策を貫徹させ、……」（傍線筆者）と記載されていたのにもかかわらず、採択後に全総第四五回常務委員拡大会議が審査した際、傍線部分――「全国の紡績労働者、職員を中国共産党の周囲に団結させ」および「生産の発展こそ労働者階級の最高の利益、長期的利益であることを認識させ……労資両利の政策を貫徹させ」――を削除して承認したことが、当時の全総の意向を映し出している。(16)

しかし、このような全総の方針は、「過渡期の総路線」への転回とともに否定され、「中国紡績工会章程」は、中国紡績工会第二回全国代表大会（一九五三年八月）においてその誤りが総括され、廃止されるに至った。そしてそれ以降は、党の領導の絶対性が改めて強調されるようになった。

(二)　紡績工業部との連携と摩擦

「増産節約」という国家目標の下、紡績産業工会に求められたのは、政府紡績工業部門との連携であった。一九五一年五月には、紡績工業部と中国紡績工会の連名で、「行政と工会の関係を密接にすることに関する決定」が発せられ、同年八月の第一期紡績工会第三回全国委員会会議では、改選により、紡績工業部の李致一、趙峰が、常務委員メンバーに選出された。原綿の供給不足にともなう紡績工場の操業停止への対応、技術革新の推奨や研修、労働条件の改善や集団契約制度の推進など、紡績工会全国委員会と紡績工業部は、多くの通知を連名で出し、連携して工作を展開した。国家予算が限られるなか、紡績部門により多くの分配を勝ち取るという点においても、両者は協調して臨んだ。例えば一九五七年八月には、他の業界と同様に従業員賃金総額の二・五パーセントとされてきた福利補助費について、女工が多く託児所関連の支出が他の業界に比べ突出している現状等に鑑み、増額あるいは企業営業外損益科目からの転用を認めて欲しいと、国務院第四弁公室宛てに連名の報告を提出した。(17)

他方で、両者の間に確執が存在したことは、一九五三年二月に中国紡績工会全国委員会分党組より紡績工業部党組宛てに提出された建議書等からうかがえる。[18] 労働者の積極性を動員し増産運動を推進しようとする紡績工会に対し、紡績工業部は慎重であった。例えば、原綿使用量の減少が目指されるなか、各地方が掲げた目標値に比して、紡績工業部が「科学的」に算出し打ち出した目標値は、中国紡績工会全国委員会の目には緩すぎると映った。また、工会が「先進的労働者」として郝建秀の精紡方法を工場間競争にとりいれ全国的に推し広めようとした際も、紡績工業部の幹部たちはその根拠に懐疑的であり、協力しなかったという。そのほかにも、集団契約制度の普及に消極的である、労災事故への対応・労働条件の改善への対応が遅い、などの点において、中国紡績工会全国委員会は紡績工業部に対し不満を抱いた。また、中国紡績工会全国委員会は、紡績工業部に比べ、社会主義イデオロギーを強調し、私営企業や資本主義的現象に対し厳しい姿勢を示す傾向があった。陳少敏（中国紡績工会全国委員会主席）は、一九五三年八月の中国紡績工会第二回全国代表大会の総括報告において、「資本家は狡猾であり、公私関係と労資関係を混沌とさせて工会や労働者にまとわりつき、様々な手段で労働者を腐蝕し、一部は妻や女児、従業員と淫らな関係を結ぶようそそのかした上で労働者を強姦罪で訴えたり、政府に経費の増額を要求しつつ高賃金や高福利で労働者を欺瞞したりして、労働者と政府の摩擦を引き起こそうとしている」とし、資本家との闘争の必要を訴えた。[19] 一九五四年二月から五月にかけ機関誌『中国紡績工人』に掲載された論評では、一部の資本家が国家のカネで大盤振る舞いをし、高福利で労働者を籠絡し、労働者の間に経済主義思想を助長していること、一部の技術者の間に、日本や英国の「資本主義的」紡績技術を盲目的に崇拝し、ソ連モデルを重視しない傾向があることが糾弾された。[20]

以上から浮かび上がるのは、社会主義イデオロギーを受容したうえで、労働者に依拠して生産現場を盛り立て、残存する資本主義的／官僚主義的傾向から労働者の利益を守るところに新たな工会の存在意義を求めようとする

紡績工会全国委員会の姿である。

(三) 脆弱な組織系統と全国委員会の孤立

紡績工会全国委員会は、社会主義という状況下で新たな存在意義を模索しつつ、組織の強化に努めた。基層組織に至る領導系統を確立するため、一九五五年六月には中国紡績工会第一回基層組織工作会議を開催し、同年一二月には、全総の批准を経て、「工会経費の垂直管理に関する暫定規定」を発した。一九五七年六月に開かれた中国紡績工会第二期第六回全体委員会議は、全総に対する要望書をまとめた。そこには、かつてのサンディカリスム批判・経済主義批判を再検証し、工会の自立的活動と幹部人事の自己管理を認めるべきとの内容が記されていた。さらに、地方別工会との関係について、生産増進や賃金交渉など産業別系統でできることは、地方別工会ではなく産業別工会が行うべきであり、基層に対する領導についても大型工場は産業別工会、中小工場は地方別工会が行うというように分業を明確化するべきだとの主張がなされた[21]。一九五七年には紡績工会全国委員会主席団の決定に基づき、内部不定期刊行物『紡績工運』の刊行が再開された。

しかし、一九五一年末の李立三批判以降、産業別工会の上下の領導系統は脆弱なままであった。中国紡績工会全国委員会は一九五三年の第二回全国会員代表大会の開催にあたっても、全総ならびに各地方別工会の対応は消極的であり、全国委員会分党組は、開催の二ヶ月前になって、全総党組さらには党中央に書簡を送り対応を依頼しなければならなかった[22]。同様の状況は一九五七年の第三回全国代表大会についても生じた。開催五〇日前になっても、多くの地方から第三期の代表および全国委員会の候補者名簿が送られてこなかったため、全国委員会分党組は、全総党組をつうじ、党中央に各地党委員会への督促を依頼せざるをえなかった[23]。

また、地方の紡績工会にしても、必ずしも全国委員会による垂直的領導を求めているわけではなかった。一九

五七年六月の中国紡績工会第二期第六回全体委員会議において出席者の多くが要望したのは、省や市の党委員会内に設けられた工業工作部門の領導下に産業党委員会を新設し、産業党委員会が地方の産業別工会と連携して基層を領導するという方法であった[24]。地方の産業別工会にとって、党から自立的な上下の領導関係を産業別に構築するなど非現実的な選択肢であった。

上記の状況のなかで、全国委員会は孤立した。一九五七年五月、陳少敏は、国営北京第三棉紡績工廠の劣悪な労働条件や労働者の生活条件について、直接劉少奇に書簡を送り、関係方面に対策を講ずるよう督促を依頼した。このこともまた、全国委員会が活動を展開するのに有効なチャネルを欠いていたことの証左といえよう。

全総党組第三回拡大会議以降、紡績工会組織も、他の産業別工会と同様に大規模な縮小を余儀なくされた。全国委員会に直属していた一六の省・市委員会はいずれも組織機構を調整し幹部を削減した。一部の省級産業別工会は他の産業別工会と合併し、一部は省・市総工会の一部門となった[25]。

三、地方別工会をとりまく政治——浙江省を事例に——

本章で扱うのは、工会のいま一つの領導系統に属する地方別工会である。上記のように、工会の利益団体化が否定されるなか、産業別に組織された工会の領導系統は工会の自立化を促すものとして弱体化された。その際、党の領導の絶対化と両立しうる領導系統として容認されたのが、地域別に組織された工会の領導系統であった。では、地方別工会の活動は、いかなる政治環境に規定されていたのだろうか。本章では、浙江省を事例にその実態を明らかにしたい。

（一）党委員会への依存と摩擦

浙江省の工会建設は当初より、中国共産党浙江省委員会により担われた。それは困難な作業であった。一九四九年九月から一〇月にかけて行われた浙江省工会工作会議では、劉建中（浙江省工会準備委員会副主任委員）、陳雨笠（同上）らにより、翌年五月初めをめどに、省内のすべての市および主な県に総工会とそれに所属する産業別工会を建設し、浙江省総工会を正式に設立するという方針が示されたものの、予定どおりには進まなかった。浙江省第一期工会会員代表大会が開かれ、浙江省総工会が成立したのは一九五二年一〇月であった。

同大会で採択され試行された「浙江省総工会章程」は、その組織関係について、「本会に所属する工会組織のうち、全国各産業別工会に属する組織については、本会は全国産業別工会の組織原則と組織範囲に基づいて、本省における組織建設に協力する。また本会は、中華全国総工会および各当該上級産業別工会の決議と指示に基づき、本省の当面の運動の具体的状況に照らして手はずを考え、その日常工作を領導する」と規定していた。[26] しかし、全総党組第一回拡大会議でのサンディカリスム・経済主義批判、「過渡期の総路線」の提示と揺れ動く全総や産業別工会全国委員会に、地方や基層に対する経常的な領導を求めるのは無理な話であった。[27]

他方、工会建設の現場は混乱を極めていた。地方や基層では、幹部を担える人材が絶対的に不足していた。省総工会準備委員会が浙江省党委員会に宛てた先述の報告書によれば、工会には「半資半労」の店員兼株主、小規模手工業者兼資本家、封建的集団の頭目も混入し、工会幹部が店を開いたり、資本家が仲間を集めて幹部グループを作り、集めた会費で飲み食いしたりするケースもあった。[28] 一九五一年の全省工会工作会議での報告は、杭州・寧波・温州・嘉興・湖州の基層工会組織のうち、労働者の大多数を組織し、工会組織が労働者のなかで一定の威信を持ち、工会幹部の作風も問題なく、活動が制度化され、すでに生産競争など活動実績を積んでいるものは全体の二〇パーセント、組織は作ったものの、スローガンを打ち出すばかりで大衆動員力に欠け、形式主義に

陥っているものが過半数、残る三割は、依然として雇用主やかつての頭目に掌握されるなど不健全な状況にあると分析した。また、規定の工会会費や工会経費の支払いを公然と拒否する状況が、私営企業家のみならず国営・公営企業の行政にも見られた[29]。このような状況のなかで、工会は組織を機能させるという初歩的目的を達成するために、地方党委員会のリソースと威光に依存せざるを得なかった。

無論、党への依存、党との一体化は、工会活動に消極的影響をもたらした。最大の問題は、工会が獲得し育成した幹部が、党や行政の幹部として引き抜かれたり、土地改革や農業集団化など党の業務の遂行のために駆り出されたりしてしまうことであった。一九五六年六月に浙江省工会連合会党組は、浙江省党委員会に対し、一部の地・市・県および企業の党委員会が頻繁に工会幹部を政府機関や工場長に異動させたり、農村工作・反革命粛清運動に駆り出したりすることにより、工会工作に支障が出ていると訴えた[30]。また、労働者向けの宿舎や病院の建設に工会の経費が使われること、日々会議や事務処理に忙殺されることも問題であった[31]。しかし、こうしたジレンマを抱えながらも、党委員会の全面的な領導を受けることが、工会の活動と組織の存続にとって最も現実的な選択肢であった。

（二）　経済建設への挙省一致体制と工会

浙江省党委員会にとっても工会は活用すべき組織であった。建国以降、めまぐるしい政治の変化にともなう企業の混乱を収め、経済の回復・発展を実現するためには、工会という組織によって労働者を説得し、労使関係を安定させる枠組みを構築することが何としてでも必要であった。

一九四九年時点で省の総工業生産値の九〇・二パーセントを占めていた私営経済は、共産党政権に対し当初より強い猜疑心を抱き、杭州市の工廠の七割が生産停止状態にあった[32]。譚震林（浙江省委書記、杭州市軍管会主任）、

王道涵（杭州市軍管会副主任）ら地方の指導者は繰り返し経済界の代表を招いて座談会を行い、「公私兼顧」「労資両利」という党の政策を説明するとともに、労働者に対しても、浙江省第一期工人代表会議（一九四九年一〇月）等で「労資両利」の原則と生産発展の優先を強調した。このようななかで、浙江省では、一九五一年末より民族ブルジョアジーを対象に展開された「五反（贈賄反対・脱税反対・国家資材の横領反対・手抜きと材料のごまかし反対・経済情報の窃盗反対）」運動についても、抑制的な対応が見られた。例えば杭州市では、私営商工業に属する計一万六四九二戸のうち、運動初期には五三〇戸が違法として取り調べられたが、抑制的な省党委員会の方針を受け、うち四四八戸は結局のところ合法／基本的に合法あるいは半合法とされ、最終的に明らかな違法とされたのは八三戸、完全なる違法とされたのは六戸であった。[33] また、「過渡期の総路線」の提起を受けて進められた私営企業の公私合営化も、途中で目標値を低く設定しなおすなど、省党委員会は一九五六年に入るまで慎重な姿勢を貫いた。[34] その後、北京市における社会主義改造のケースが報じられるや、県の突き上げを受けるかたちで省内の公私合営化のペースは加速し、一九五六年の一年間で、総工業生産値に占める私営企業の割合は、一気に〇・二パーセントまで激減した。[35] しかし、党委員会は公私合営化に際しても、急激な変化にともなう混乱を回避し、元私営企業家の持つ経験や技術を省の経済発展に役立てるため、彼らを政府機関や合営化後の工廠の幹部として取り込んでいった。資料によれば、一九五六年時点で、副省長に一名、副市長に六名、副区長に二名、市政治協商会議副主席に六名の元私営企業家が就任した。また杭州・寧波・温州・紹興・嘉興では、元私営企業経営関係者計一八六四名ののうち、董事長に三名、専業公司の経理／副経理に一四名・科長／股長に一〇名、正副工廠長／経理に一八三名・科股長および分工廠長に三八八名が就任した。[36] 政治イデオロギーの面である程度妥協してでも、安定と発展を追求することこそ地方党委員会の最優先課題であった。

こうしたなかで工会に求められたのは、私営企業家の違法行為に対しチェック機能を発揮しつつ、（元）資本

家と労働者の協調に向け、労働者を説得するバランサーとしての役割であった。一九五七年二月、浙江省党委員会宣伝部と省工会連合会が連名で出した通知は次のような趣旨であった。すなわち、資本家の誤った思想や行為に対しては、協議、説得および協力をつうじて適切に闘争を行うが、同時に公私合営企業の労働者に対しては、定息（公私合営化された企業の元経営者に対し政府が一定期間支払った定率の利息）の支払いについて理解を求める。さらに資本家の貢献を奨励し、工会主催の文化・スポーツ活動への彼らの参加を促し、徐々に彼らを工会の会議に列席するよう要請していく、と。(37)

さらに省党委員会が工会に期待したのは、国営企業および公営企業における労使関係の安定であった。実際に、多くの国営・公営企業では、経営を掌握した企業党委員会や行政幹部の経験不足・能力不足により公私合営企業、私営企業以上に混乱が生じ、労使関係が悪化していた。一九五六年後半から一九五七年前半にかけて省内で生じた労働者によるストライキ計六六件のうち、国営企業で生じたものが二六件を占めていた。(38)

党委員会により期待された上記の機能を工会が十分に果たしていたかどうかは懐疑的である。浙江省工会第二回代表大会（一九五五年三月）で、段克傑（浙江省工会副主席）は次のように指摘した。すなわち、一部の工会は、資本家による利益誘導や公私合営化への抵抗に十分な警戒心を持たず、妥協的である。また、国営・公営企業においては、社会主義を達成したとの慢心から党や行政が工会を軽視する傾向が強く、工会幹部の質の低さや「経済主義批判」のトラウマとあいまって、労働者の賃金・福利などの問題について工会がしかるべき役割を発揮できていない、と。(39)

同時に、現実問題として、工会が自律的なバランサーとしての機能を発揮しようにも、地方が直面した問題は、工会が単独で取り組めるほど単純なものではなかった。労働者の賃金や福利の問題に加え、より深刻だったのは都市に暮らす人々の就業確保という問題であった。浙江省もまた、労働生産性・労働参加率の高まり、農村から

の人口流入にともなう労働力の供給過多にどのように対応するかという問題に直面していた。労働問題の解決は、人口流入の制限や青年・労働者の農村への移住推進など人口政策とも結びつき、挙省一致で多面的に取り組まねばならない課題であった。

挙省体制のなかで独自の機能を認められた工会組織は、省党委員会によって守られていた。全総第七期執行委員会第四回会議（一九五六年一月）を機に一時的に産業別工会を強化する方針が打ち出されると、浙江省工会連合会党組は機を逃さず省党委員会に対し、管轄する六つの省レベル産業別工会（紡績・商業・建築・教育・道路運輸・軽工業）の組織の拡充、一三の省レベル産業別工会の新設のほか、省工会連合会の組織の拡充、派出機構である各専区弁事処の存続、県レベルの工会組織の拡充、省工会直属事業単位（浙江工人報社、浙江工人療養院、映画放映隊など）の組織拡充を求め、省総工会および省レベル産業別工会幹部の人数を現有の二五五名から年内に二一二名増員するよう要請した。そして、この省工会連合会党組の報告に対し、省党委員会は、工会工作を深め、高めるために完全に必要な措置であると認め、同意したのであった[40]。また、反右派闘争の最中に開かれた浙江省工会第三回代表大会（一九五七年一〇月）は、工会の利益団体としての機能強化を訴えた蘇振海（紹興県総工会主席）とそれに同調した多くの出席者が激しい避難を浴びるなど混乱を極めたが[41]、大会が最終的に全会一致で採択した工作報告は、「党の領導の下で、独立した組織的役割を発揮しよう」「国家の利益と労働者の身近な利益の統一を図ろう」という無難な基調に貫かれたものであった。閉幕式では、江華（浙江省党委員会第一書記。華東局書記処書記、浙江省政協主席、浙江省軍区政治委員を兼任）が講話を行い、次のように述べた。すなわち、工会の役割を否定し、工会の廃止を望む考え方、工会に生産推進機能ばかりを求める考え方に対し、浙江省のすべての工会幹部と労働者は闘争をしなければならない、と[42]。

（三）　組織縮減への外部圧力

しかし、反右派闘争の激化と全総党組第三回拡大会議の決議を受け、全国各地の工会責任者が批判され処分を受けるなか、混乱は浙江省にも及んだ。一九五八年八月に開催された省総工会党組拡大会議の総括報告では、今後は工会の党性を強調し、独立性を求めてはならないとされ、工会のもつ監督機能や調整機能までもが否定された(43)。そして、中央の「工会の組織問題に関する意見」および「工会体制に関する決議」を受けて、浙江省の工会でも大規模な組織と人員の削減が行われた。省総工会の組織部と宣伝部、労働保険・生活保護など五部門はそれぞれ一部門に合併され、省総工会幹部学校と映画放映隊は撤廃された。省レベルの産業別工会についても、教育工会・海員工会は廃止され、紡績・軽工業・食品は軽紡工会に、商業・合作社・糧食・財政・金融は財貿工会に合併された。省総工会および省レベル産業別工会の幹部数は、一九五六年時点の二五五名から一九五八年末には一五三名に、省内の基層以上の専業工会幹部も八一四名から六八〇名に削減された(44)。県レベルの工会消滅運動を受け、多くの工会は有名無実化し、幹部は農村工作など工会とは無関係なポストに異動させられた(45)。

おわりに

以上に論じたように、党中央の路線闘争、政策論争の影響を色濃く受けながらも、産業別工会、地方別工会には、その置かれた環境・条件の違いから、異なる力学が働いていた。党中央レベルでは、多くの論争をともないながらも、基調は、利益の一元化を旨とする社会主義イデオロギーの理想に向かって進んでいった。度重なる政治キャンペーンをつうじて一元的社会の虚構が仕立て上げられる過程で、工会の利益代表機能は否定され、挙句全総自らが工会の消滅を奨励するに至った。

当初全総より利益団体としての機能を期待され、組織された産業別工会は、建国後まもなく政府部門との連携を強化された。しかし、そのようななかでも、中国紡績工会全国委員会は、政府から一線を画する利益団体として、労働者に依拠した増産運動、私営企業家や資本主義的現象との闘争を前面に掲げ、活動を展開した。それは、組織としての存続・強化を図るべく、社会主義という条件下の利益団体のあるべき姿を模索する必死の挑戦であった。しかし、揺れ動く政策と脆弱な指導系統のなかで全国委員会は孤立し、利益団体の存在自体が「落後」とみなされる状況のなかで為す術を失い、組織はいっそうの縮減を余儀なくされた。

他方浙江省では、現実の経済の立て直しが優先され、急進的な社会主義化には総じて慎重な姿勢が貫かれた。一九五六年には公私合営化が加速度的に進んだが、経済の流通が乱れ、労働力や物資の需給バランスが失調するなか、如何にして、技術や経験を有する私営企業家を取り込みつつ、公営・国営企業／公私合営企業の経営・生産を軌道に乗せるかが課題であった。こうした状況にあって、省党委員会は、挙省体制を機能させるべく、工会に対し、労使関係のバランサーとしての役割を果たすことを期待した。工会は、省党委員会に全面的に依存し、挙省体制を支えることによって、官僚組織としての存続と強化を図るとともに、一定の自立的活動空間を確保することができた。一九五八年三月の成都会議を機に、党中央より具体的な組織縮減の圧力がかかるまで、浙江省には、中央とは歩調を異にした独自の工会の発展空間があった。

その後、中国はプロレタリア文化大革命の混乱を経て、改革開放を迎えた。改革開放後の労使紛争の増加に対応すべく、党は、県レベル以下の「区域的」産業別／業種別工会の利益代表機能・調停機能を強化するとともに、区域内に政府労働部門・業界団体・工会による協商体制を機能させることを目指している。ここでの新たな課題は、官僚機構として発展を遂げ、利益代表としての機能を失った工会を、如何にして県レベルで利益代表として立て直すかという点にある。これについては、稿を改めて論ずることとしたい。

（1）Harper, Paul (1969), "The Party and the Unions in Communist China," *The China Quarterly*, no.37 (Jan.-Mar. 1969); Fletcher, Merton Don (1974), *Workers and Commissars: Trade Union Policy in the People's Republic of China*, Western Washington State College; Auerbacher, Wilson Amy (1979), *Mass Organization Elites in China: The National leadership of the Women's, Youth, and Trade Unions Federations, 1949 to 1960*, praeger publishers; Lee, Lai To (1986), *Trade Unions in China 1949 to the Present: The Organization and Leadership of the All-China Federation of Trade Unions*, Singapore University Press; 小嶋華津子（一九九六）「中国共産党と労働組合―建国初期の『工会』をめぐる論争」『アジア研究』第四二巻第三号。小嶋華津子（一九九七）「中国共産党と労働組合―一九五七年から五八年にかけての『工会』論争」『法学政治学論究』一九九七年秋号。石井知章（二〇〇七）『中国社会主義国家と労働組合―中国型協商体制の形成過程』御茶の水書房。

（2）Walder, Andrew (1986), *Communist Neo-Traditionalism: Work and Authority in Chinese Industry*, University of California Press; Perry, Elizabeth J. (1997), "Shanghai's Strike Wave of 1957," in Timothy Cheek & Tony Saich eds., *New Perspective on State Socialism in China*, M.E.Sharpe, Inc.

（3）例えば鄧子恢は、中南総工会準備委員会拡大会議（一九五〇年七月）で報告し、資本家のみならず国営・公営企業の行政管理側、人民政府とも異なる独自の立場から労働者の日常的問題を解決することこそ工会の任務であると主張した。「関於工会工作中的三個基本問題―鄧子恢同志在中南区工会準委拡大会上的報告」（一九五〇年七月三〇日）、『中国工人』第七期（一九五〇年八月）、一―五頁。同報告は、『長江日報』、『工人日報』、『人民日報』に転載された。

（4）高崗「克服資産階級思想対党的侵食、反対党内的右傾思想―一月一〇日在中国共産党中央東北局高級幹部会議上的報告」、『新華月報』総第二八期（一九五二年二月）。

（5）「中共中央東北局関於党対国営企業領導的決議」（一九五一年七月一九日）中共中央文献研究室編（一九九二）『建国以来重要文献選編　第二冊』中央文献出版社、四二三頁。

（6）一九五〇年から五一年にかけての工会をめぐる論争とその結末については、前掲小嶋華津子「中国共産党と労働組合―建国初期の『工会』をめぐる論争」を参照。

（7）中共中央弁公庁編（一九五七）『中国共産党第八次全国代表大会文献』人民出版社、四〇七頁。

（8）「中共中央関於研究有関工人階級的幾個重要問題的通知」（一九五七年四月七日）、中華全国総工会編（一九八九）『建国以来中共中央関於工人運動文件選編　上冊』工人出版社、五二七―五三三頁。

（9）一九五七年から五八年にかけての工会をめぐる論争とその結末については、前掲小嶋華津子「中国共産党と労働組合―一九五七年から五八年にかけての『工会』論争―」を参照。

（10）中華全国総工会編（一九九五）『中華全国総工会七十年』中国工人出版社、三二九頁。

（11）「対中華全国総工会党組第三次拡大会議的復査結論」、「対中華全国総工会党組第三次拡大会議的復査報告」、遼寧省工人運動学会・遼寧省総工会工運史研究室編（出版年不詳）『工運理論工運史研究文献資料選編２』遼寧省総工会印刷廠、一五七頁、一六八頁。

（12）「中共中央関於工会組織問題的意見」、前掲『建国以来中共中央関於工人運動文件選編　上冊』、六四八頁。

（13）一九五八年の一年間で、全総の組織機構は一三部門から八部門に、産業別工会の全国組織は二二から一六に減少した。また、全総および産業別工会全国委員会の職員は四〇〇〇人から一九〇〇人に削減された。王漁・李双寿・尚鴻志・張伯亭主編（一九八九）『当代中国工人階級和工会運動紀事』遼寧大学出版社、一九三頁。全総「関於全国総工会及各産業工会全国委員会的組織機構和組織制度的規定」（一九五九年一月二八日）、李国忠主編（一九九三）『中国共産党工運思想文庫』中国工人出版社、五八三頁。

（14）王永璽主編（一九九二）『中国工会史』中共党史出版社、七四頁。前掲『当代中国工人階級和工会運動紀事』、一八六頁。

（15）全国委員会は、東北区委員会、天津市委員会、山西省委員会、石家荘大興沙廠委員会、山東省兼青島市委員会および済南市委員会、上海市委員会、蘇南委員会兼無錫市委員会、蘇北委員会兼南通市委員会、浙江省委員会兼杭州市委員会、中南区委員会兼武漢市委員会、西北区委員会を直轄するものとされた。

（16）「中国紡績工会全国委員会副秘書長劉澈：〝関於組織問題的幾項決定〟的説明」（一九五三年八月九日）《中国工会運動史料全書》総編輯委員会・《中国工会運動史料全書》紡績巻編委会編（一九九九）『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』中国紡績出版社、二一四―二一五頁。

(17)「紡績工業部、紡績工会全国委員会関於要求提高福利補助費提取比例給国務院第四弁公室的聯合報告」（一九五七年八月七日）、前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』三四六―三四七頁。

(18)「中国紡績工会全国委員会分党組対紡績工業部党組工作的建議」（一九五三年二月二六日）前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』九六―九九頁。

(19)「陳少敏在中国紡績工会第二次全国代表大会上的総結報告」（一九五三年八月九日）前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』三二頁。

(20)「《中国紡績工人》評論：学習総路線是紡績工会最根本的思想建設工作」（一九五四年二月一日）、「《中国紡績工人》評論：結合紡績工人的具体情況、進一歩深入地宣伝総路線」（一九五四年五月一日）前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』二―五頁。

(21)「中国紡績工会二届六次全委会議対全総的意見」（一九五七年六月）前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』二五三―二五八頁。

(22)「中国紡績工会全国委員会分党組為召開〝二大〟要求全総通知地方工会重視給全総党組的請求」（一九五三年六月二日）、「中国紡績工会全国委員会分党組為召開〝二大〟請求中共中央発通知給全総党組併中央的請示（一九五三年六月三日）前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』一〇―一一頁。

(23)「中国紡績工会全国委員会分党組関於召開紡績工会〝三大〟請中共中央指示各地党委重視向全総党組的請示」（一九五七年一〇月二九日）前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』二七六頁。

(24)「中共中央工業部反映中国紡績工会二届六次全委会議上紡績系統工会幹部対党委領導的意見」前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』二五二―二五三頁。

(25) 詳細は、「中国紡績工会全国委員会関於省市紡績工会主席座談会情況給全総書記処的報告（節録）」（一九五九年八月二五日）前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』三九六頁。

(26)「浙江省総工会章程　浙江省第一届工会会員代表大会一九五二年一〇月七日通過、併経中華全国総工会批准試行」第二一条、《中国工会運動史料全書》総編輯委員会・《中国工会運動史料全書》浙江巻編委会編（二〇〇〇）『中国工会運動史料全書　浙江巻上冊』中華書局、五六六頁。

(27) 中国紡績工会第二回全国代表大会（一九五三年八月）では、各地の代表より、全国委員会による領導の不足に対し、不満が表明された。「中国紡績工会全国委員会分党組関於召開中国紡績工会第二次全国代表大会情況給全総党組併中央的報告」（一九五三年八月二一日）前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』四一頁。

(28) 「省総工会籌委会党組関於組織工作的報告」（一九五一年一月）前掲『中国工会運動史料全書　浙江巻上冊』五三九頁。

(29) 「浙江省総工会籌委会関於召開全省工会工作会議的総合報告」（一九五一年三月）前掲『中国工会運動史料全書　浙江巻上冊』五四一―五四二頁。

(30) 浙江省総工会は一九五三年より浙江省工会連合会に改称した。「中共浙江省工会聯合会党組関於工会幹部調動頻繁的報告」（一九五六年六月）前掲『中国工会運動史料全書　浙江巻上冊』七九四―七九五頁。

(31) 例えば、中国紡績工会主席団拡大会議（一九五六年十一月）や中国紡績工会第二期六回全体委員拡大会議（一九五七年六月）に出席した各省・市工会責任者の発言からは、こうした諸々の不満が読み取れる。「中国紡績工会全国委員会分党組関於報送省、市紡績工会反映党委対工会的領導中存在問題的座談会記録給全総党組的函」（一九五七年一月一五日）前掲『中国工会運動史料全書　紡績巻下冊』二四九―二五三頁。

(32) 中共浙江省委党史研究室・中共浙江省委統戦部編（一九九一）『中国資本主義工商業的社会主義改造（上）』中共党史出版社、四八四―四八五頁、四頁。

(33) 前掲『中国資本主義工商業的社会主義改造（上）』一一頁。

(34) 前掲『中国資本主義工商業的社会主義改造（上）』一九頁。

(35) 前掲『中国資本主義工商業的社会主義改造（上）』四八四―四八五頁。

(36) 前掲『中国資本主義工商業的社会主義改造（上）』四九六―四九七頁。

(37) 前掲『中国工会運動史料全書　浙江巻上冊』六六九―六七〇頁。

(38) 浙江省総工会編（一九九二）『浙江工人運動史（一九四九―一九九〇）』中国広播電視出版社、九五頁。

(39) 「浙江省工会副主席段克傑：浙江省工会両年多来工作的基本情況和今後任務的報告」（一九五五年三月二五日）前掲『中国工会運動史料全書　浙江巻上冊』五八六―五八七頁。

(40)「中共浙江省工会聯合会党組関於改進工会組織機構和調配工会幹部問題的報告」（一九五六年七月三〇日）前掲『中国工会運動資料全書　浙江巻上冊』七九二―七九四頁。

(41) 会議では、蘇振海の二回にわたる発言に対し、出席者の一割が完全な同意を、半数がなんらかの支持を表明したという。前掲『浙江工人運動史（一九四九―一九九〇）』一〇二頁。

(42) 前掲『浙江工人運動史（一九四九―一九九〇）』一〇三頁。

(43) 前掲『浙江工人運動史（一九四九―一九九〇）』一一四頁。

(44) 前掲『浙江工人運動史（一九四九―一九九〇）』一一四頁。

(45) 浙江省内には、県レベル工会の廃止を時期尚早であると考え、静観という消極的姿勢で臨む工会幹部も多かった。一九五九年五月に開催された省工会第三期第三回委員拡大会議において、開化・舩山・温嶺県など多くの代表は、県レベル工会の廃止に批判的意見を提起した。また実際に、健徳地区では半数以上の県工会が、消滅への動きを進めなかった。開化県工会は、資産をすべて県に拠出するよう求められたが拒絶した。前掲『浙江工人運動史（一九四九―一九九〇）』一一六頁。